

入 札 公 告

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 空調熱源設備保守点検業務委託契約
- (2) 調達案件の仕様及び数量 別紙のとおり
- (3) 履行期間 平成25年5月 1日～平成25年12月31日
- (4) 履行場所 国立病院機構長崎医療センター
- (5) 入札方法

入札金額については、(3)に定める履行期間に行う(1)調達件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者の必要な資格

- (1) 厚生労働省参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」でB、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、「取扱細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。

【参考】第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

- (3) 取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための談合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に

当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

七 前各号に類する行為を行った者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(4) 取扱細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

【参考】第4条 国立病院機構が行う一般競争に参加できる者は、厚生労働省が定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、当該等級の1級上位又は下位の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(5) 緊急連絡体制が整備されていることを証明した者であること。

3. 契約条項等を示す場所

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付、入札書の提出場所及び問い合わせ先
〒856-8562

長崎県大村市久原2丁目1001-1

独立行政法人国立病院機構長崎医療センター 事務部企画課

電話 0957-52-3121 内線 2225

(2) 入札書の受領期限

平成25年4月17日 10時00分（郵送の場合は受領期限までに必着のこと）

(3) 開札の日時及び場所

平成25年4月17日 10時00分 第3会議室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行し

なかった者の提出した入札書は無効とする。

(4)契約書作成の要否 要

(5)契約相手方の決定方法

独立行政法人国立病院機構会計規程第 54 条に規定しているとおり、入札説明書に従い入札書を提出した者であって、取扱細則第 21 条及び第 22 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。なお、交渉権者となるべき同価の入札をした者が複数ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて交渉順位を定める。入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(6)契約価格の決定方法

第一交渉権者決定後直ちに交渉日時を通知、交渉し契約価格を決定する。ただし、交渉が不調または交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7)本契約の履行に関して発生した損害については、受託者が負担するものとする。

(8)委託者は本契約の全部または一部を解除することができる。

(9)その他詳細は入札説明書による。

平成 25 年 4 月 2 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構長崎医療センター 院長 江崎 宏典